

岡崎市告示第216号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成29年6月8日

岡崎市長 内 田 康 宏

1 指定する形質変更時要届出区域

- (1) 岡崎市東牧内町字甲田86番1※、90番4※、142番2、143番1、143番2及び144番2
- (2) 岡崎市東牧内町字日久50番1※、50番2、50番3、51番1、51番2、51番3、52番、53番1、54番1、54番2、56番1、56番2、62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、65番1、66番1、67番2、68番1、68番2、68番3、69番1、69番2、69番3、70番、71番1、73番2及び75番1、字日久東35番1、35番4、35番5、35番6、35番7、36番1、36番2、37番2、37番3、38番1、38番2、38番4、38番5、38番6、38番7、39番1、39番2、39番4、39番5、39番6、39番7、41番1、42番1、43番2、43番3、43番6、43番7、44番3、132番、133番、135番、136番並びに字甲田21番2、22番3、22番4、23番1、23番3、24番3、24番4、25番2、26番4、26番5、81番2、84番3、84番4、85番1、86番1、90番3、90番4、91番3、92番、94番、95番2、96番2、98番2、99番2、146番2及び146番3

地番の一部を指定

なお、当該区域は全て土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第58条第4項第9号に該当する区域である。

2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 上記1(1)の土地に係るもの

ア 砒^ひ素及びその化合物

イ ふっ素及びその化合物

(2) 上記 1 (2) の土地に係るもの

ふっ素及びその化合物